

千葉市花見川区畑コミュニティセンター 質問・回答

募集要項等に関する質問

NO.	該当箇所	質問	回答
1	P5(3)施設の概要 施設規模	①延べ面積が2494.07㎡なので、特定建築物に該当せず、ビル管理法の適用除外建築物と理解してよろしいでしょうか。 ②上記①ではなく、特定建築物の場合は、建築物環境衛生管理技術者の選任をしますが、技術者は指定管理者からの選任という理解でよろしいでしょうか。	①のお考えのとおりです。
2	P5(3)施設の概要 施設概要 図書室	図書室について、下記ご教示下さい。 ①図書室には指定管理者の職員を配置しますか。配置する場合は、勤務時間と人数をご教示下さい。 ②図書室の書籍購入費は、指定管理者経費計上と理解してよろしいでしょうか。	①図書室にも職員を配置してください。配置する人数及び時間は、管理運営の基準の別表「標準人員配置表」を参考に、ご提案ください。 ②お考えのとおりです。
3	HP 公表資料の 訂正	満65歳以上の者がスポーツ施設を個人利用する場合の減免額について ※ご確認をお願いいたします。	満65歳以上の者がスポーツ施設を個人利用する場合の減免額は利用料金の2割相当額となります。(2割引で計算して生じた端数(1円の位)処理は「四捨五入」としてください。例:220円の場合 → 減免額40円) また、他の割引を行う場合(設置管理条例による30人以上での団体利用割引、回数券等)は、本減免の対象外です。 なお、当初ホームページにより公表した「新旧対照表(千葉市コミュニティセンター 利用料金減免に係る事務処理要領の一部改正)」では、当該箇所が「10割」と誤った記載となっておりますので、平成27年8月17日に訂正したものを再掲いたしました。 訂正前の資料をご覧になった方はお手数ですが、再度、ホームページより資料をご確認ください。